

島本町では、介護保険法に基づく「地域密着型（介護予防）サービス」「居宅介護支援」「介護予防支援」の各サービス事業者の新規指定・指定更新申請について、令和5年4月1日から事務手数料を徴収しています。

手数料の金額や納付方法については、以下のとおりです。

●事務手数料について

| サービス種別 | 新規指定（1件につき） | 更新（1件につき） |
|--|-------------|-----------|
| 地域密着型サービス | 30,000円 | 10,000円 |
| 地域密着型介護予防サービス | 30,000円 | 10,000円 |
| 居宅介護支援 | 30,000円 | 10,000円 |
| 介護予防支援 | 30,000円 | 10,000円 |
| 【備考】 ○地域密着型の同時申請（※複数のサービスを同一事業所において一体的に提供し、かつ、申請を同時に行うこと）の場合は、新規指定は1回につき35,000円。更新申請は1回につき10,000円となります。 | | |

※島本町外に所在する事業所や総合事業の指定事業所は、当該手数料の対象外です。

●手数料の納付方法

手数料の納付にあたっては、高齢介護課からお渡しする所定の納入書にて、あらかじめ島本町の指定金融機関及び収納代理金融機関で納付していただき、申請時には、領収証書の写しを申請書と一緒に提出してください。

※所定の納入書につきましては、新規申請の場合は申請書等必要書類を作成される段階で、事前に高齢介護課に申し出てください。また、更新申請の場合は、指定更新申請の案内と一緒に送付させていただきます。

※納付された手数料につきましては、申請の審査事務に対する手数料であるため、審査の結果、指定又は更新ができない場合であっても返還はできません。

また、申請後に申請を取り下げた場合であっても、災害発生等やむを得ない事情等がある場合を除き、原則返還いたしませんので、ご注意ください。

■島本町の指定金融機関及び収納代理金融機関（令和4年10月28日現在）

りそな銀行、京都銀行、高槻市農業協同組合、京都中央信用金庫
滋賀銀行、京都信用金庫、近畿労働金庫、関西みらい銀行、株式会社池田泉州銀行
三井住友信託銀行、みずほ銀行、北おおさか信用金庫

※指定金融機関及び収納代理金融機関の各支店では、島本町が発行した納入書により、手数料無料で納付することができます。